

官報號外

○第七十二回 衆議院會議錄 第三十五号

昭和四十九年五月二十五日

昭和四十九年五月二十五日(土曜日)

議事日程 第三十四号

昭和四十九年五月二十五日
午後一時開議

第一 執國神社法案(第七十二回国会、橋本登美三郎君外九名提出)

○本日の会議に付した案件
日程第一 執國神社法案(第七十二回国会、橋本登美三郎君外九名提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第一、執國神社法案を議題といたします。

○議長(前尾繁三郎君) これより会議を開きま

す。
午後一時二十分開議

日程第一 執國神社法案(第七十二回国会、橋本登美三郎君外九名提出)

○第三条 第一条の戦没者及び国事に殉じた人々(以下「戦没者等」という。)は、政令で定める基準に従い、執國神社の申出に基づいて、内閣総理大臣が決定する。

(戦没者等の決定)

第三条 第一条の戦没者及び国事に殉じた人々(以下「戦没者等」という。)は、政令で定める基準に従い、執國神社の申出に基づいて、内閣総理大臣が決定する。

(法人格)

第四条 执國神社は、法人とする。

(非宗教性)

第五条 执國神社は、特定の教義をもち、信者の教化育成をする等宗教的活動をしてはならない。

(事務所)

第六条 执國神社は、主たる事務所を東京都に置く。

第七条 执國神社は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三

目次
第一 総則(第一条~第九条)
第二 役員及び職員(第十条~第十八条)
第三 評議員会第十九条~第二十一条
第四 業務第二十二条~第二十四条

靖國神社法

(登記)

2 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の任期の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。
(役員の欠格条件)

3 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の任期の任期は、前任者の残任期間とする。

なることができる。

1 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

第五章 財務及び会計(第二十五条~第三十三条)

第六章 監督(第三十四条~第三十五条)
第七章 雜則(第三十六条)
第八章 罰則(第三十七条~第三十九条)附則
第一章 総則
(目的)

第一条 执國神社は、戦没者及び国事に殉じた人の英靈に対する国民の尊崇の念を表わすため、その遺徳をしのび、これを慰め、その事業を永遠に伝えることを目的とする。

(解釈規定)

第二条 この法律において「執國神社」という名称を用いたのは、執國神社の創建の由来にからみその名称を踏襲したのであって、執國神社を宗教団体とする趣旨のものと解釈してはならない。

(役員)

第十条 执國神社に、役員として、理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第十一条 理事長は、執國神社を代表し、その業務を總理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して執國神社の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を行なう。

3 監事は、執國神社の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は内閣総理大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命及び任期)

第十二条 理事長及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2 理事は、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の任期の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第八条 执國神社でない者は、執國神社という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(民法の準用)

二 禁治産者及び準禁治産者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(役員の解任)

第十四条 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員が役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十六条 靖国神社と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が靖国神社を代表する。

(職員の任命)

第十七条 靖国神社の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の地位)

第十八条 靖国神社の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会

(評議員会)

第十九条 靖国神社に、評議員会を置く。

2 評議員会は、十人以内の評議員で組織する。

3 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、評議員会の意見をきかなければならぬ。

一 第三条の規定による戦没者等の決定についての申出

二 業務方法書

三 収支予算及び業務計画

四 第二十二条第二項の規定により認可を受けるべき業務

五 第二十四条の規定による業務の運営及び執行に関する規程の制定及び変更

六 第三十条に規定する借入金

七 第三十一条第二項に規定する重要な財産の処分等

八 その他規程で定めた事項

4 前項に規定する事項のほか、評議員会は、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に意見を述べることができる。

(評議員)

第五十条 評議員は、戦没者等の遺族及び学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

第六十条 靖国神社は、前項の業務のほか、内閣総理大臣の認可を受けて、第一条の目的を達成するため必要な業務を行なうことができる。

五 前各号の業務に附帯する業務

六 その属する施設を維持管理すること。

七 前各号の業務に附帯する業務

八 その属する施設を維持管理すること。

九 前各号の業務に附帯する業務

十 その属する施設を維持管理すること。

十一 前各号の業務に附帯する業務

十二 その属する施設を維持管理すること。

十三 前各号の業務に附帯する業務

十四 その属する施設を維持管理すること。

十五 前各号の業務に附帯する業務

十六 その属する施設を維持管理すること。

十七 前各号の業務に附帯する業務

十八 その属する施設を維持管理すること。

十九 前各号の業務に附帯する業務

二十 その属する施設を維持管理すること。

二十一 前各号の業務に附帯する業務

二十二 前各号の業務に附帯する業務

二十三 前各号の業務に附帯する業務

二十四 前各号の業務に附帯する業務

二十五 前各号の業務に附帯する業務

二十六 前各号の業務に附帯する業務

二十七 前各号の業務に附帯する業務

二十八 前各号の業務に附帯する業務

二十九 前各号の業務に附帯する業務

三十 前各号の業務に附帯する業務

三十一 前各号の業務に附帯する業務

三十二 前各号の業務に附帯する業務

三十三 前各号の業務に附帯する業務

ば、その議事を開き、議決することができない。

第五章 財務及び会計

(会計年度)

第二十五条 靖国神社の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十六条 靖国神社は、毎会計年度、収支予算及び業務計画を作成し、当該会計年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

4 この章に規定するものほか、評議員会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、会長が評議員会にはかつて定める。

第四章 業務

(業務の範囲)

第二十二条 靖国神社は、第一条の目的を達成するため、創建以来の伝統をかえりみつゝ、次の業務を行なう。

一 戦没者等の名簿等を奉安すること。

二 戰没者等についてその遺徳をしのび、これを慰めるための儀式行事を行なうこと。

三 戰没者等についてその事績をたたえ、これに感謝するための儀式行事を行なうこと。

四 その属する施設を維持管理すること。

五 前各号の業務に附帯する業務

六 その属する施設を維持管理すること。

七 前各号の業務に附帯する業務

八 その属する施設を維持管理すること。

九 前各号の業務に附帯する業務

十 その属する施設を維持管理すること。

十一 前各号の業務に附帯する業務

十二 その属する施設を維持管理すること。

十三 前各号の業務に附帯する業務

十四 その属する施設を維持管理すること。

十五 前各号の業務に附帯する業務

十六 その属する施設を維持管理すること。

十七 前各号の業務に附帯する業務

十八 その属する施設を維持管理すること。

十九 前各号の業務に附帯する業務

二十 その属する施設を維持管理すること。

二十一 前各号の業務に附帯する業務

二十二 前各号の業務に附帯する業務

二十三 前各号の業務に附帯する業務

二十四 前各号の業務に附帯する業務

二十五 前各号の業務に附帯する業務

二十六 前各号の業務に附帯する業務

二十七 前各号の業務に附帯する業務

二十八 前各号の業務に附帯する業務

二十九 前各号の業務に附帯する業務

三十 前各号の業務に附帯する業務

三十一 前各号の業務に附帯する業務

三十二 前各号の業務に附帯する業務

三十三 前各号の業務に附帯する業務

三十四 前各号の業務に附帯する業務

三十五 前各号の業務に附帯する業務

三十六 前各号の業務に附帯する業務

三十七 前各号の業務に附帯する業務

三十八 前各号の業務に附帯する業務

三十九 前各号の業務に附帯する業務

第三十一条 靖国神社は、規程の定めるところにより、その財産を特殊財産、基本財産及び普通財産に区分し、その管理をしなければならない。

第二十九条 靖国神社は、借入金(当該会計年度内の收入で償還する一時の借入金を除く。)をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第三十二条 靖国神社は、借入金(当該会計年度内に償還する一時の借入金を除く。)をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第三十三条 靖国神社は、余裕金(預金又は郵便貯金)の取扱いを規定する。

第三十四条 靖国神社は、銀行への預金又は郵便貯金の取扱いを規定する。

第三十五条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第三十六条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第三十七条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第三十八条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第三十九条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第四十条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第四十一条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第四十二条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第四十三条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第四十四条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第四十五条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第四十六条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第四十七条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第四十八条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第四十九条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第五十条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第五十一条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第五十二条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第五十三条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第五十四条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第五十五条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第五十六条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第五十七条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第五十八条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第五十九条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第六十条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第六十一条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第六十二条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第六十三条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第六十四条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第六十五条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第六十六条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第六十七条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第六十八条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第六十九条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第七十条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第七十一条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第七十二条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第七十三条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第七十四条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

第七十五条 靖国神社は、余裕金(借入金)の取扱いを規定する。

める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(経費の負担等)

第三十二条 国は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、第二十二条第一項の業務に要する経費の一部を負担する。

2 国は、靖国神社に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、第二十二条第二項の業務に要する経費の一部を補助することができる。

3 地方公共団体は、靖国神社に対し、第二十二条の業務に要する経費の一部を補助することができる。

(總理府令への委任)

第三十三条 この法律に規定するもののほか、内閣総理大臣が監督する。

(監督)

第三十四条 靖国神社は、内閣総理大臣が監督する。

(報告及び検査)

第三十五条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、靖国神社に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十六条 靖国神社は、内閣総理大臣が監督する。

(第六章 監督)

第三十七条 第三十五条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした靖国神社の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第三十八条 次の各号の一に該当する場合には、

その違反行為をした靖国神社の役員は、三万円以下の過料に処する。

(罰則)

第三十九条 第二十九条の規定に違反して業務上の余裕

金を運用したとき。

五 第三十四条第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

四 第二十九条の規定に違反して業務上の余裕

金を運用したとき。

六 第二十九条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

(附則)

第七章 雜則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(大蔵大臣との協議)

第三十六条 内閣総理大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

(靖国神社の設立)

第二条 内閣総理大臣は、靖国神社の理事長又は監事となるべき者を指名する。

(第二条)

第三条 理事長となるべき者として指名された者は、内閣総理大臣の認可を受けて、靖国神社の理事

であるべき者を指名する。

(第三条)

第三条 理事長及び理事となるべき者として指名された者は、靖国神社を設立するために必要な専務を処理しなければならない。

(第三条)

第四条 この法律の施行の際現に東京都千代田区

九段北三丁目一番一号に事務所を有する宗教法

人靖国神社(以下「宗教法人靖国神社」という。)

は、理事長及び理事となるべき者として指名さ

れた者に對して、靖国神社において宗教法人靖

国神社の一切の権利及び義務を承継すべき旨を

申し出ることができる。

(第四条)

第五条 理事長及び理事となるべき者として指名さ

れた者は、前条第一項の規定による申出があ

つたときは、遅滞なく、内閣総理大臣の認可を

申請しなければならない。

(第五条)

第六条 前条の規定による認可の申請があつたと

きは、内閣総理大臣は、靖国神社の儀式行事等

の大綱について、靖国神社審議会(以下「審議

会」という。)に諮問してこれを決定しなければ

ならない。

(第六条)

第七条 審議会は、總理府に置く。

(第七条)

第八条 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じて、靖

国神社の儀式行事等の大綱について調査審議す

る。

(第八条)

第九条 審議会は、会長及び委員十二人以内をもつて組織する。

(第九条)

第十条 前条第一項の規定により宗教法人靖国

神社が解散した時において宗教法人靖国神社に

奉賀させていた人は、第三条の手続を要しな

いで、靖国神社の成立の時において同条により

決定された戦没者等とする。

(第十条)

第十二条 前条第一項の規定により宗教法人靖国

神社が解散した時において宗教法人靖国神社に

奉賀させていた人は、第三条の手続を要しな

いで、靖国神社の成立の時において同条により

決定された戦没者等とする。

(第十二条)

第十三条 前条第一項の規定により宗教法人靖国

神社が解散した時において宗教法人靖国神社に

奉賀させていた人は、第三条の手続を要しな

いで、靖国神社の成立の時において同条により

決定された戦没者等とする。

(第十三条)

第十四条 前条第一項の規定により宗教法人靖国

神社が解散した時において宗教法人靖国神社に

奉賀させていた人は、第三条の手続を要しな

いで、靖国神社の成立の時において同条により

決定された戦没者等とする。

(第十四条)

第十五条 前条第一項の規定により宗教法人靖国

神社が解散した時において宗教法人靖国神社に

奉賀させていた人は、第三条の手続を要しな

いで、靖国神社の成立の時において同条により

決定された戦没者等とする。

(第十五条)

第十六条 前条第一項の規定により宗教法人靖国

神社が解散した時において宗教法人靖国神社に

奉賀させていた人は、第三条の手続を要しな

いで、靖国神社の成立の時において同条により

決定された戦没者等とする。

(第十六条)

第十七条 前条第一項の規定により宗教法人靖国

神社が解散した時において宗教法人靖国神社に

奉賀させていた人は、第三条の手続を要しな

いで、靖国神社の成立の時において同条により

決定された戦没者等とする。

(第十七条)

第十八条 前条第一項の規定により宗教法人靖国

神社が解散した時において宗教法人靖国神社に

奉賀させていた人は、第三条の手続を要しな

いで、靖国神社の成立の時において同条により

決定された戦没者等とする。

(第十八条)

第十九条 前条第一項の規定により宗教法人靖国

神社が解散した時において宗教法人靖国神社に

奉賀させていた人は、第三条の手續を要しな

いで、靖国神社の成立の時において同条により

決定された戦没者等とする。

(第十九条)

第二十条 前条第一項の規定により宗教法人靖国

神社が解散した時において宗教法人靖国神社に

奉賀させていた人は、第三条の手續を要しな

いで、靖国神社の成立の時において同条により

決定された戦没者等とする。

(第二十条)

第二十一条 前条第一項の規定により宗教法人靖国

神社が解散した時において宗教法人靖国神社に

奉賀させていた人は、第三条の手續を要しな

いで、靖国神社の成立の時において同条により

決定された戦没者等とする。

(第二十一条)

第二十二条 前条第一項の規定により宗教法人靖国

神社が解散した時において宗教法人靖国神社に

奉賀させていた人は、第三条の手續を要しな

いで、靖国神社の成立の時において同条により

決定された戦没者等とする。

(第二十二条)

第二十三条 前条第一項の規定により宗教法人靖国

神社が解散した時において宗教法人靖国神社に

奉賀させていた人は、第三条の手續を要しな

いで、靖国神社の成立の時において同条により

決定された戦没者等とする。

(第二十三条)

第二十四条 前条第一項の規定により宗教法人靖国

神社が解散した時において宗教法人靖国神社に

奉賀させていた人は、第三条の手續を要しな

いで、靖国神社の成立の時において同条により

決定された戦没者等とする。

(第二十四条)

第二十五条 前条第一項の規定により宗教法人靖国

神社が解散した時において宗教法人靖国神社に

奉賀させていた人は、第三条の手續を要しな

いで、靖国神社の成立の時において同条により

決定された戦没者等とする。

(第二十五条)

第二十六条 前条第一項の規定により宗教法人靖国

神社が解散した時において宗教法人靖国神社に

奉賀させていた人は、第三条の手續を要しな

いで、靖国神社の成立の時において同条により

決定された戦没者等とする。

(第二十六条)

第二十七条 前条第一項の規定により宗教法人靖国

神社が解散した時において宗教法人靖国神社に

奉賀させていた人は、第三条の手續を要しな

いで、靖国神社の成立の時において同条により

決定された戦没者等とする。

(第二十七条)

第二十八条 前条第一項の規定により宗教法人靖国

神社が解散した時において宗教法人靖国神社に

奉賀させていた人は、第三条の手續を要しな

いで、靖国神社の成立の時において同条により

決定された戦没者等とする。

(第二十八条)

第二十九条 前条第一項の規定により宗教法人靖国

神社が解散した時において宗教法人靖国神社に

奉賀させていた人は、第三条の手續を要しな

いで、靖国神社の成立の時において同条により

決定された戦没者等とする。

(第二十九条)

第三十条 前条第一項の規定により宗教法人靖国

神社が解散した時において宗教法人靖国神社に

奉賀させていた人は、第三条の手續を要しな

いで、靖国神社の成立の時において同条により

決定された戦没者等とする。

(第三十条)

第三十一条 前条第一項の規定により宗教法人靖国

神社が解散した時において宗教法人靖国神社に

奉賀させていた人は、第三条の手續を要しな

いで、靖国神社の成立の時において同条により

決定された戦没者等とする。

(第三十一条)

第三十二条 前条第一項の規定により宗教法人靖国

神社が解散した時において宗教法人靖国神社に

奉賀させていた人は、第三条の手續を要しな

いで、靖国神社の成立の時において同条により

決定された戦没者等とする。

(第三十二条)

第三十三条 前条第一項の規定により宗教法人靖国

神社が解散した時において宗教法人靖国神社に

奉賀させていた人は、第三条の手續を要しな

いで、靖国神社の成立の時において同条により

決定された戦没者等とする。

(第三十三条)

第三十四条 前条第一項の規定により宗教法人靖国

神社が解散した時において宗教法人靖国神社に

奉賀させていた人は、第三条の手續を要しな

いで、靖国神社の成立の時において同条により

決定された戦没者等とする。

(第三十四条)

第三十五条 前条第一項の規定により宗教法人靖国

神社が解散した時において宗教法人靖国神社に

奉賀させていた人は、第三条の手續を要しな

いで、靖国神社の成立の時において同条により

決定された戦没者等とする。

(第三十五条)

第三十六条 前条第一項の規定により宗教法人靖国

神社が解散した時において宗教法人靖国神社に

奉賀させていた人は、第三条の手續を要しな

いで、靖国神社の成立の時において同条により

決定された戦没者等とする。

(第三十六条)

第三十七条 前条第一項の規定により宗教法人靖国

神社が解散した時において宗教法人靖国神社に

奉賀させていた人は、第三条の手續を要しな

いで、靖国神社の成立の時において同条により

決定された戦没者等とする。

(第三十七条)

第三十八条 前条第一項の規定により宗教法人靖国

神社が解散した時において宗教法人靖国神社に

奉賀させていた人は、第三条の手續を要しな

いで、靖国神社の成立の時において同条により

決定された戦没者等とする。

(第三十八条)

第三十九条 前条第一項の規定により宗教法人靖国

神社が解散した時において宗教法人靖国神社に

奉賀させていた人は、第三条の手續を要しな

いで、靖国神社の成立の時において同条により

決定された戦没者等とする。

第十四条 この法律の施行の際現に靖国神社という名称又はこれに類似する名称を使用している者については、第八条の規定は、靖国神社の成立の日から起算して六月を経過する日までは、適用しない。

第十五条 靖国神社の最初の会計年度は、第二十一条の規定にかかわらず、靖国神社の成立の日より始まり、その成立の日以後最初の三月三十一日に終わるものとする。

第十六条 靖国神社の最初の会計年度の収支予算及び業務計画については、第二十六条中「当該会計年度の開始前に」とあるのは、「靖国神社の成立後遅滞なく」とする。

第十七条 附則第十二条第一項の規定により靖国神社が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得については、不動産取得税若しくは土地の取得に対する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

(他の法律の一部改正)

第十八条 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第十六号の三の次に次の二号を加える。

十六の四 靖国神社に関すること。

第十五条第一項の表中央交通安全対策會議の項の次に次のように加える。

第十九条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。	靖国神社法(昭和四十八年法律第号)附則第七条の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。
---------------------------------------	---

別表第一第一号の表中野菜生産出荷安定資金協会の項の次に次のように加える。	靖国神社法(昭和四十八年法律第号)別表第一第一号の表中水資源開発公団の項の次に次のように加える。
--------------------------------------	--

第二十条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。	靖国神社法(昭和四十八年法律第号)第二十二条第一項に規定する業務の用に供する不動産
---------------------------------------	---

別表第一第一号の表中水資源開発公団の項の次に次のように加える。	靖国神社法(昭和四十八年法律第号)第三百四十八条第二項に次の一号を加える。
---------------------------------	---------------------------------------

靖国神社法(昭和四十八年法律第号)	靖国神社法(昭和四十八年法律第号)第三百四十八条第二項に規定する業務の用に供する固定資産
-------------------	--

第二十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。	靖国神社法(昭和四十八年法律第号)第三百四十八条第二項に規定する業務の用に供する固定資産
---	--

別表第一中木船相互保険組合の項の次に次のように加える。	靖国神社法(昭和四十八年法律第号)第三百四十八条第二項に規定する業務の用に供する固定資産
-----------------------------	--

靖国神社法(昭和四十八年法律第号)	靖国神社法(昭和四十八年法律第号)第三百四十八条第二項に規定する業務の用に供する固定資産
-------------------	--

別表第二中水資源開発公団の項の次に次のように加える。	靖国神社法(昭和四十八年法律第号)第三百四十八条第二項に規定する業務の用に供する固定資産
----------------------------	--

本案施行に要する経費としては、平年度約一億円の見込みである。

本案施行に要する経費

が、この法律案を提出することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

靖国神社を設けることとする必要がある。これ

第一に、靖国神社及び國事に殉じた人々の範囲は、政令で定める基準に従い、靖国神社の申し出に基づいて、内閣総理大臣が決定すること。

第三に、靖国神社は、特殊法人として、その事務所を東京都に置くこと。

第四に、靖国神社は、特定の教義を持ち、信者

第二十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号中「農地開発機械公

團」の下に「靖国神社」を加える。

第七十二条の四第一項第三号中「日本育英会」を「靖国神社、日本育英会」に改める。

第七十三条の四第一項に次の二号を加える。

二十八 靖国神社が靖国神社法(昭和四十八年法律第二百九十六号)第二十二条第一項に規定する業務の用に供する不動産

械公団」の下に「靖国神社」を加える。

三百四十八条第二項に次の一号を加える。

三十一 靖国神社が靖国神社法第二十二条第一項に規定する業務の用に供する固定資產

一項に規定する業務の用に供する固定資產

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長徳安實藏君。

「報告書は本号末尾に掲載」

の教化育成をする等宗教的活動をしてはならないこと。

そのほか、靖国神社の組織、業務、財務及び会計、監督、設立手続、免税措置等について所要の規定を設けること。

いたしております。

本案は、前国会の昭和四十八年四月二十七日提出、同年五月三十一日本委員会に付託され、七月十九日提案理由の説明を聴取し、本国会に継続されたものでありますて、本年四月四日提案理由の説明を省略することに決し、四月十二日本委員会を開会し、修正案のとおり修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

[参照]

靖国神社法案に対する修正案(委員会修正)

靖国神社法案の一部を次のように修正する。

附則第十七条に次の二項を加える。

2 附則第十二条第一項の規定により靖国神社が権利を承継する場合における当該承継に係る土地で宗教法人靖国神社が昭和四十四年一月一日前に取得したものに対する特別土地保有税を課することができない。

附則第十八条中「第十六号の三」を「第十六号の四」と、「十六の四」を「十六の五」と、「昭和四十八年法律第号」を「昭和四十九年法律第

号」に改める。

附則第十九条及び附則第二十条中「昭和四十八年法律第号」を「昭和四十九年法律第

号」に改める。

附則第二十一条中「木船相互保険組合」を「水資

源開発公团」に、「昭和四十八年法律第号」を「昭和四十九年法律第

号」に改める。

附則第二十二条及び附則第二十三条中「昭和四十八年法律第号」を「昭和四十九年法律第

号」に改める。

附則第二十二条及び附則第二十三条中「昭和四十八年法律第号」を「昭和四十九年法律第

号」に改める。

○議長(前尾繁三郎君) この際、国会法第五十七条の三の規定により、本案について内閣の意見を聴取いたします。國務大臣小坂徳三郎君。

[國務大臣小坂徳三郎君登壇]
○國務大臣(小坂徳三郎君) ただいまの靖国神社法案については、政府としては異議はございません。(拍手)

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、昨二十四日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

結核予防法等の一部を改正する法律

大気汚染防止法の一部を改正する法律

(理事補欠選任)

一、昨二十四日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事 大久保直彦君(理事大久保直彦君昨二

十四日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 楠谷正行君
伊東貞夫君
細谷治嘉君
戸井田三郎君
細谷治嘉君
和田貞夫君
藤尾正行君
和田貞夫君
細谷治嘉君
和田貞夫君
越智伊平君
大西正男君
天中覚君
島村一郎君
大西正男君
天野公義君

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

(特別委員選任及び補欠選任)
一、 昨二十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

一、昨二十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

(議案送付)

内閣法の一部を改正する法律案
日本労働者住宅協会法の一部を改正する法律案
一、昨二十四日、参議院に送付した本院提出案は
次のとおりである。

内閣法の一部を改正する法律案
日本労働者住宅協会法の一部を改正する法律案
一、昨二十四日、第七十一回国会において本院で
継続審査をした次の内閣提出案を参議院に送付
した。

優生保護法の一部を改正する法律案
国土総合開発庁設置法案
発電用施設周辺地域整備法案
雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案
環境庁設置法及び行政管理庁設置法の一部を改
正する法律案
恩給法等の一部を改正する法律案
電源開発促進対策特別会計法案
電源開発促進税法案
一、昨二十四日、予備審査のため次の本院議員提
出案を参議院に送付した。
日本労働者住宅協会法の一部を改正する法律案
(建設委員長提出)
内閣法の一部を改正する法律案(小宮山重四郎
君外一名提出)
(議案通知)

一、昨二十四日、参議院送付の次の内閣提出案を
可決した旨参議院に通知した。

結核予防法等の一部を改正する法律案

大気汚染防止法の一部を改正する法律案

- (3) 殺戮者等についてその事績をたたえ、
これに感謝するための儀式行事を行なう
こと。
- (4) その属する施設を維持管理すること。
- (5) 右の(1)から(4)までの業務に附帯する業
務

靖国神社法案(橋本登美三郎君外九名提出、

第七十一回国会衆議院第三二号)に関する報告書

告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、戦没者及び国事に殉じた人々の英靈に対する国民尊崇の念を表わすため、その遺徳をしのび、これを慰め、その事績をたたえる儀式行事等を行ない、その偉業を永遠に伝えることを目的として設立される靖国神社について、所要の規定を設け、その国家護持を図らうとするものであつて、その主なる内容は、次のとおりである。

(一) 総則

1. 名称

本案において靖国神社という名称を用いているけれども、それは靖国神社の創建の由来にかんがみその名称を踏襲したのであつて、靖国神社を宗教団体とする趣旨ではない旨を明記したこと。

2. 戦没者等の決定

戦没者及び国事に殉じた者(以下「戦没者等」という。)は、政令で定める基準に従い、靖国神社の申出に基づいて、内閣総理大臣が決定すること。

3. 法人格及び事務所

靖国神社は、特殊法人とし、その事務所を東京都に置くこと。

4. 非宗教性

靖国神社は、特定の教義をもち、信者の教化育成をする等宗教的活動をしてはならないこと。

(二) 組織等

1. 役員

靖国神社の役員は、理事長、理事(五人以内)及び監事(二人以内)とし、理事長及び監事は内閣総理大臣が、理事は内閣総理大臣の認可を受けて理事長が任命し、その任期は、それぞれ三年とする。

2. 評議員会

靖国神社は、重要事項についての諮問機関として、十人以内からなる評議員会を置くものとし、評議員は戦没者等の遺族及び学識経験者のうちから内閣総理大臣が任命し、その任期は、三年とする。

(三) 業務

1. 業務の範囲

靖国神社は、その目的達成のため、創建以来の伝統をかえりみつつ、次の業務を行なうものとすること。

- (1) 戦没者等の名簿等を奉安すること。
(2) 戦没者等についてその遺徳をしのび、

これを慰めるための儀式行事を行なうこと。
これが決定する。

と。

- (3) 戦没者等についてその事績をたたえ、
これに感謝するための儀式行事を行なう
こと。
- (4) その属する施設を維持管理すること。
- (5) 右の(1)から(4)までの業務に附帯する業
務

靖国神社の財産は、特殊財産、基本財産及び普通財産に区分して管理するものとし、総理府令で定める重要な財産の譲渡等については、内閣総理大臣の認可を受けなければならないものとすること。

4. 経費の負担等

(1) 国は、(三)の(1)から(5)までの業務に要する経費の一部を負担するものとし、(三)の(6)の業務に要する経費についてはその一部を補助することができるものとすること。

(2) 地方公共団体は、(三)の業務に要する経費の一部を補助することができるものとし、また、業務の運営及び執行に開けることができる」と。

(3) (6)の業務に要する経費についてはその一部を補助することができるものとすること。

(4) 部門を補助することができるものとすること。

(5) 部門を補助することができるものとすること。

(6) 部門を補助することができるものとすること。

(7) 部門を補助することができるものとすること。

(8) 部門を補助することができるものとすること。

(9) 部門を補助することができるものとすること。

(10) 部門を補助することができるものとすること。

(11) 部門を補助することができるものとすること。

(12) 部門を補助することができるものとすること。

(13) 部門を補助することができるものとすること。

(14) 部門を補助することができるものとすること。

(15) 部門を補助することができるものとすること。

(16) 部門を補助することができるものとすること。

(17) 部門を補助することができるものとすること。

(18) 部門を補助することができるものとすること。

(19) 部門を補助することができるものとすること。

(20) 部門を補助することができるものとすること。

(21) 部門を補助することができるものとすること。

された者は、右の2の申出があつたときは、内閣総理大臣にその認可を申請すること。

4 右の3の認可の申請があつたときは、靖国神社の儀式行事等の大綱について、内閣総理大臣は、靖国神社審議会に諮問して、

5 靖国神社審議会は、總理府に置き、内閣總理大臣が任命する委員十二人以内で組織すること。

6 靖国神社は、設立登記によつて成立し、

7 その成立の時に宗教法人靖国神社の一切の権利及び義務を承継し、宗教法人靖国神社は解散するものとすること。

同神社に奉斎されていた人々は、新たな戦没者等の決定の手続を要しないで、靖国神社の戦没者等とすること。

8 その他 所得税、法人税、印紙税、登録免許税、地方税等について、免税措置を講ずること。

(内) 施行期日

本法は、公布の日から施行すること。
二 議案の修正議決理由

本案は、戦没者及び国事に殉じた人の英靈に対する国民の尊崇の念を表わすため、その遺徳をしのび、これを慰め、その事績をたたえる儀式行事等を行ない、その偉業を永遠に伝える

ことを目的とする靖国神社を設けようとするもので、妥当な措置と認めるが、附則については、修正することを適当と認め、別紙のとおり

修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費としては、平年度約一億円の見込みである。

右報告する。

昭和四十九年四月十二日

内閣委員長 德安 實藏

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

靖国神社法

(小字及び一は修正)

第一条 この法律において「靖国神社」という名称を用いたのは、靖国神社の創建の由来にかんがみその名称を踏襲したのであって、靖国神社を

宗教団体とする趣旨のものと解釈してはならない。

(戦没者等の決定)

第二条 第一条の戦没者及び国事に殉した人々(以下「戦没者等」という。)は、政令で定める基準に従い、靖国神社の申出に基づいて、内閣総理大臣が決定する。

第三条 第一条の戦没者及び国事に殉した人々(以下「戦没者等」という。)は、政令で定める基準に従い、靖国神社の申出に基づいて、内閣総理大臣が決定する。

第四条 靖国神社は、法人とする。

第五条 靖国神社は、特定の教義をもち、信者の教化育成をする等宗教的活動をしてはならない。

第六条 靖国神社は、主たる事務所を東京都に置く。

(事務所)

第七条 靖国神社は、政令で定めるところによく。

第八章 罰則(第三十七条—第三十九条)

(登記)

第七条 靖国神社は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事

第一条 靖国神社は、戦没者及び国事に殉じた人

項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第八条 靖国神社でない者は、靖国神社という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(名称の使用制限)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、靖国神社について準用する。

(民法の準用)

第十条 靖国神社は、役員として、理事長一人、理事五人及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第十二条 理事長は、靖国神社を代表し、その業務を總理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して靖国神社の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、靖国神社の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は内閣総理大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命及び任期)

命する。	うとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。
2 理事は、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。	2 業務方法書
3 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員は、再任されることがある。	3 収支予算及び業務計画
4 役員は、再任されることがある。	4 第二十二条第二項の規定により認可を受けなければならない。
(役員の欠格条項)	(役員の兼職禁止)
第十三条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。	第十五条 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
一 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く）	(代表権の制限)
二 禁治産者及び準禁治産者	第十六条 靖国神社と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が靖国神社を代表する。
三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者	第十七条 靖国神社の職員は、理事長が任命する。
(役員の解任)	第十八条 靖国神社の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなす。
第十四条 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。	第十九条 靖国神社の役員及び職員は、内閣総理大臣が任命する。
2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員が役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。	2 評議員会は、十人以内の評議員で組織する。
一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。	3 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、評議員会の意見をきかなければならぬ。
二 職務上の義務違反があるとき。	（評議員会の会議）
3 理事長は、前項の規定により理事を解任しよ	第一 条款の規定による職務等の決定について
	第二十一條 評議員会は、理事長が招集する。
	第三 条款の規定による職務等の決定について
	第二十三条 靖国神社は、業務開始の際、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

ればならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総理府令で定める。

(規程)
第二十四条 靖国神社は、その業務の運営及び執行に關し必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を受け、規程を定めることができ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(会計年度)
第二十五条 靖国神社の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第五章 財務及び会計

(会計年度)

第二十六条 靖国神社は、毎会計年度、収支予算及び業務計画を作成し、当該会計年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算等の認可)

第二十七条 靖国神社は、毎会計年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財産の管理及び処分等)

第二十八条 靖国神社は、規程の定めるところにより、その財産を特殊財産、基本財産及び普通財産に区分し、その管理をしなければならない。

(決算)

第二十九条 靖国神社は、毎会計年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財産目録等)

第二十八条 靖国神社は、毎会計年度、財産目録を作成し、これに予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完

結後一月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第二十九条 靖国神社は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(余裕金の運用)

第二十九条 靖国神社は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

により、予算の範囲内において、第二十二条第

二項の業務に要する経費の一部を補助することとができる。

3 地方公共団体は、靖国神社に対し、第二十二

(大蔵大臣との協議)

第三十六条 内閣総理大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

(大蔵大臣との協議)

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(第七章 雜則)

第三十六条 内閣総理大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

(第七章 雜則)

又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第七条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十二条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十九条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十四条第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

六 第三十九条第八条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(靖国神社の設立)

第二条 内閣総理大臣は、靖国神社の理事長又は監事となるべき者として指名された者は、

内閣総理大臣の認可を受けて、靖国神社の理事となるべき者を指名する。

第三条 理事長及び理事となるべき者として指名された者は、靖国神社を設立するために必要な事務を処理しなければならない。

第四条 この法律の施行の際現に東京都千代田区九段北三丁目一番一号に事務所を有する宗教法人靖国神社(以下「宗教法人靖国神社」といふ)は、理事長及び理事となるべき者として指名さ

れた者に対して、靖国神社において宗教法人靖国神社の一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

二 前項の申出は、宗教法人靖国神社規則に定められた場合の決議の手続の例により、しなければならない。

第五条 理事長及び理事となるべき者として指名された者は、前条第一項の規定による申出があったときは、遅滞なく、内閣総理大臣の認可を申請しなければならない。

第六条 前条の規定による認可の申請があつたときは、内閣総理大臣は、靖国神社の儀式行事等の大綱について、靖国神社審議会(以下「審議会」という。)に諮問してこれを決定しなければならない。

第七条 審議会は、総理府に置く。

二 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じて、靖国神社の儀式行事等の大綱について調査審議する。

三 審議会は、会長及び委員十二人以内をもつて組織する。

4 会長及び委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

5 内閣総理大臣に対しても審議会から答申があつたときは、会長及び委員は、その任務を終了する。

6 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必

要な事項は、政令で定める。

第八条 内閣総理大臣は、附則第六条の規定による決定をしたときは、理事長及び理事となるべき者として指名された者に対してその旨を通知するとともに、附則第五条の規定による申請について認可するものとする。

第九条 理事長となるべき者として指名された者は、附則第五条の認可があり、かつ、靖国神社の設立の準備が完了したときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十条 靖国神社は、前条の規定による設立の登記をすることによって成立する。

第十一条 理事長、理事又は監事となるべき者として指名された者は、靖国神社の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

第十二条 宗教法人靖国神社の一切の権利及び義務は、靖国神社の成立の時において靖国神社に承継されるものとし、宗教法人靖国神社は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令で法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

第十三条 前条第一項の規定により宗教法人靖国神社が解散した時ににおいて宗教法人靖国神社に奉斎されていた人は、第三条の手続を要しないで、靖国神社の成立の時において同条により決定された戦没者等とする。

第十四条 この法律の施行の際現に靖国神社という名稱又はこれに類似する名稱を使用している者については、第八条の規定は、靖国神社の成立の日から起算して六月を経過する日までは、適用しない。

第十五条 靖国神社の最初の会計年度は、第二十一条の規定にかかわらず、靖国神社の成立の日に始まり、その成立の日以後最初の三月三十一日に終わるものとする。

第十六条 靖国神社の最初の会計年度の収支予算及び業務計画については、第二十六条中「当該会計年度の開始前に」とあるのは、「靖国神社の成立後遅滞なく」とする。

第十七条 附則第十二条第一項の規定により靖国神社が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得については、不動産取得税若しくは土地の取得に対する課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができぬ。

2 附則第十二条第一項の規定により靖国神社が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対する課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

附則第十二条第一項の規定により靖国神社が権利を承継する場合における当該承継に係る土地で宗教法人靖国神社が昭和四十一年一月一日以前に取得したものに対しては、特別土地保有税を課することができない。

(経過規定)

第十三条 前条第一項の規定により宗教法人靖国

(他の法律の一部改正)

第十八条 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第十六号の二の次に次の一号を加える。

十六の五 靖国神社に関すること。

第十五条第一項の表中中央交通安全対策会議の項の次に次のように加える。

靖国神社 審議会	靖国神社法（昭和四十九年法律第号）附則第七条の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。
-------------	---

第十九条 所得税法（昭和四十一年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中野菜生産出荷安定資金協会の項の次に次のように加える。

靖国神社 律第 号)	靖国神社法（昭和四十八年法 九号）
------------------	----------------------

第二十条 法人税法（昭和四十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中水資源開発公団の項の次に次のように加える。

靖国神社 律第 号)	靖国神社法（昭和四十八年法 九号）
------------------	----------------------

第二十一条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十
三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中水資源開発公団の項の次に次のように加える。

靖国神社 律第 号)	靖国神社法（昭和四十八年法 九号）
------------------	----------------------

別表第一中木船相互保険組合の項の次に次のように加える。

靖国神社 律第 号)	靖国神社法（昭和四十八年法 九号）
------------------	----------------------

第二十二条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二中水資源開発公団の項の次に次のように加える。

靖国神社 律第 号)	靖国神社法（昭和四十八年法 九号）
------------------	----------------------

第二十三条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号中「農地開発機械公団」の下に「靖国神社」を加える。

第七十二条の四第一項第三号中「日本育英会」を「靖国神社、日本育英会」に改める。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

二十八 靖国神社が靖国神社法（昭和四十八年法律第二号）第二十二条第一項に規定する業務の用に供する不動産

定する。第三百四十八条第二項に次の一号を加える。

第二百九十六条第一項第一号中「農地開発機械公団」の下に「靖国神社」を加える。

第三百四十八条第二項に次の一号を加える。

靖国神社が靖国神社法第二十二条第一項に規定する業務の用に供する固定資産

一部を次のように改正する。